

平成 27 年度（第 3 回） 大分県道路メンテナンス会議

◇日時：平成 28 年 2 月 8 日（月）13 時 30 分
◇場所：大分河川国道事務所 別館 2 階 会議室

議 事 次 第

1. 開 会 ＜事務局＞
2. 挨拶 ＜大分県道路メンテナンス会議 会長＞
3. 議 事
 - （1）規約の改正 ＜事務局＞
 - （2）道路メンテナンス年報の紹介 ＜整備局＞
 - （3）インフラ長寿命化に向けた計画の体系 ＜整備局＞
 - （4）防災・安全交付金
社会資本整備総合交付金交付要綱 ＜整備局＞
 - （5）平成 27 年度の研修開催状況 ＜事務局＞
 - （6）大分県内の点検実施状況 ＜事務局＞
4. 意見交換 ＜事務局＞
5. 閉 会 ＜事務局＞

平成27年度(第3回) 大分県道路メンテナンス会議 出席者名簿

＜平成28年2月8日(月):13時30分～大分河川国道事務所＞

	所 属	役 職	委員出席		代理出席		随行者等	
			氏 名	出席	役 職	氏 名	役 職	氏 名
会 長	国土交通省 九州地方整備局	大分河川国道事務所長	久田 成昭	●			技術副所長(道路)	大槻 謙
副会長	国土交通省 九州地方整備局	佐伯河川国道事務所長	菅 伊佐男	●				
副会長	大分県土木建築部	道路保全課長	菫蒲 明久	●			課長補佐	五ノ谷精一
副会長	西日本高速道路株式会社 九州支社	大分高速道路事務所長	遠藤 雄二	●			副所長	蔵元 利浩
委 員	国土交通省九州地方整備局 道路部	道路保全企画官	甲斐 浩巳	●				
委 員	国土交通省九州地方整備局 道路部	地域道路調整官	志賀 浩二	●				
委 員	大分市	土木建築部長	木村 忠孝	×	土木建築部次長	河野 森義	参事補	後藤 応寿
委 員	別府市	建設部長	岩田 弘	×	都市整備課長	松屋益治郎	建設部都市整備課主任	山下 恭助
委 員	中津市	建設部長	倉田 智	●			道路課長	江本 鉄男
委 員	日田市	土木建築部長	財津 隆之	×	係総括	高倉 実	主事	穴井 麻由
委 員	佐伯市	建設部長	下川 龍治	●			建設課 総括主幹	飛田 幸平
委 員	臼杵市	ふるさと建設部長	吉野 和宏	●			建設課 副主幹	廣田 伸次
委 員	津久見市	都市建設課長	古谷 修一	●				
委 員	竹田市	建設課長	堀 慎司	●			道路河川係課長補佐	堀 徳広
委 員	豊後高田市	建設課長	永松 史年	●				
委 員	杵築市	建設課長	羽田野陽一	●			建設課 主任	中島 直紀
委 員	宇佐市	建設水道部長	川野 慎三	●			土木課長	山崎 哲義
委 員	豊後大野市	建設課長	羽田野房徳	×	課長補佐	後藤 信義		
委 員	由布市	産業建設部長	生野 重雄	●				
委 員	国東市	建設課長	川上鉄之助	●				
委 員	姫島村	建設課長	中城 正光	●				
委 員	日出町	都市建設課長	村岡 政廣	×	都市建設課参事	宇都宮正徳		
委 員	九重町	建設課長	菅家 常典	×	建設課 リーダー	五十川 宏		
委 員	玖珠町	建設水道課長	梅木 良政	●				

(参考)

オブザーバー	大分県 建設技術センター	技術部長	古川 卓	●			課長	木元 秀満
	九州旅客鉄道(株) 大分支社 大分鉄道部	工務課長	大倉 一範	●			土木助役 土木助役	清水 琢磨 徳永 光宏
事務局	国土交通省 九州地方整備局 大分河川国道事務所 総括保全対策官		肥川 雄二	●			道路管理第二課長 保全対策官	八木 憲二 坪内 健
	国土交通省 九州地方整備局 佐伯河川国道事務所 技術副所長		田口 敬二	×			保全対策官	總崎 裕二
	大分県 土木建築部 道路保全課 参事(総括)		後藤 裕司	●			主幹	横田 康行
	西日本高速道路株式会社 九州支社 大分高速道路事務所 統括課長		稗田 政和	●			管理第一課長 保全計画第一課長	緒方 義治 中村宗一郎

平成27年度(第3回)大分県道路メンテナンス会議 座席表

スクリーン			○ 演台			音響		
□ パソコン								
△ 切	随 行				随 行			
	▲	宇佐市 建設水道部長	●		●	玖珠町 建設水道課長	△	
	▲	杵築市 建設課長	●		●	九重町 建設課長	△	
	△	豊後高田市 建設課長	●		●	日出町 都市建設課長	△	
	▲	竹田市 建設課長	●		●	姫島村 建設課長	△	
	△	津久見市 都市建設課長	●		●	国東市 建設課長	△	
	▲	臼杵市 ふるさと建設部長	●		●	由布市 産業建設部長	△	
	▲	佐伯市 建設部長	●		●	豊後大野市 建設課長	△	
	▲	日田市 土木建築部長	●		●	JR九州 大分支社 鉄道事業部 工務課長	▲	
	▲	中津市 建設部長	●		●	大分県建設技術センター 技術部長	▲	
	▲	別府市 建設部長	●		●	大分県道路保全課 参事(総括)	▲	
	▲	大分市 土木建築部長	●		●	大分河川国道事務所 技術副所長		
出入り口	△	大分高速道路事務所 総括課長	●		●	大分河川国道事務所 総括保全対策官 (司会・事務局長)		
			●	●	●	●		
							会場係	
							□	
出入り口								

大分県道路メンテナンス会議 規約 (変更案)

(名 称)

第1条 本会は、「大分県道路メンテナンス会議」（以下、「会議」という。）と称する。

(目 的)

第2条 会議は、道路法第28条の2の規定に基づき設置するもので、大分県内の各道路管理者等が相互に連絡調整を行うことにより、適切な道路構造物の保全を行い、円滑な道路管理の促進を図ることを目的とする。

(所掌事項)

第3条 会議は、第2条の目的を達成するため、次の事項について所掌する。

- (1) 道路インフラの維持管理等に係る管理者意識の浸透・情報共有に関すること。
- (2) 道路インフラの点検・診断及び措置等の集約・調整・支援に関すること。
- (3) 道路インフラの維持管理技術に関すること。
- (4) その他、道路の管理に関連し会長が妥当と認めた事項。

(組 織)

第4条 会議は、別表―1に定める大分県内の各道路管理者で構成するものとする。

2. 会議には、会長及び副会長を置くものとし、会長は、国土交通省九州地方整備局大分河川国道事務所長、副会長は、国土交通省九州地方整備局佐伯河川国道事務所長、大分県土木建築部道路保全課長及び西日本高速道路会社九州支社大分高速道路事務所長とする。
3. 会議は会長の招集により開催するものとし、会議進行は会長が務める。
4. 会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代行する。
5. 会議には、必要に応じ会長が指名するものを出席させることができる。
6. 本会議の下部組織として「作業部会」を設置するものとし、各道路管理者の実務担当者を充てるものとする。

(専門部会)

第5条 会長は、個別課題等についての検討・調整を行うため「専門部会」を設置することができるものとする。

2. 「専門部会」として、『大分県高速道路を跨ぐ橋梁の維持管理に関する連絡協議会』を置く。
3. 「専門部会」として、『大分県跨道橋連絡会議』を置く。

(事務局)

第6条 会議の運営に関わる事務を行わせるため、事務局を置く。

2. 事務局は、国土交通省九州地方整備局大分河川国道事務所道路管理第二課、国土交通省九州地方整備局佐伯河川国道事務所道路管理課、大分県土木建築部道路保全課及び西日本高速道路株式会社九州支社大分高速道路事務所が担うものとする。

(規約の改正)

第7条 本規約の改正等は、本会議の承認を得て行うことができる。

(その他)

第8条 本規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

(附 則)

本規約は、平成26年 5月26日から施行する。

本規約は、平成26年10月30日から施行する。

本規約は、平成27年 1月15日から施行する。

本規約は、平成28年 2月 8日から施行する。

二二 施行令三九

(資料の橋又は渡船施設の工事の検査)

第二十六條 前条第一項の規定により料金を徴収しようとする道路管理者は、工事の途中において、国土交通省令で定めるところにより、都道府県にある道路管理者にあつては国土交通大臣の、市町村である道路管理者にあつては都道府県知事の検査を受けなければならない。工事が完了した場合においても同様とする。

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の規定による検査の結果当該橋又は渡船施設の構造が前条第三項の規定による届出に係る同項第一号の工事方法(同条第四項の規定による工事方法の変更(同条第三項第五号又は第六号に掲げる事項の変更を含むものに限る。))に適合しなかったときは、その瑕疵(後のもの)に適合しないと認める場合においては、届出をした道路管理者に対して、工事方法の変更その他必要な措置をとるべき旨の要求(都道府県知事にあつては、勧告)をすることができる。

3 道路管理者は、国土交通大臣から前項の規定による要求を受けたときは、工事方法の変更その他必要な措置をとらなければならない。

4 都道府県知事は、第一項の規定に基づき検査をしたときはその結果を、第二項の規定に基づき必要な措置をとるべき旨の勧告をしたときはその内容及びこれに従つて道路管理者がとった措置を国土交通大臣に報告しなければならない。

5 前条第一項の規定により料金を徴収しようとする道路管理者は、第二項後段の規定による検査に合格した後でなければ、当該橋又は渡船施設の供

用を開始してはならない。

平成二七・平一法二六〇・平二法二〇五・一部改正

参照条文

*国土交通省令「施行規則四」*政令「道路構造令」*権限の委任「法九七の二」施行令三九

(道路管理者の権限の代行)

第二十七條 国土交通大臣は、第十二条本文の規定により指定区間の国道の新設若しくは改築を行う場合又は第十三条第三項の規定により指定区間の国道の修繕復旧に関する工事をを行う場合においては、政令で定めるところにより、当該指定区間の国道の道路管理者に代つてその権限を行うものとする。

2 指定市以外の市町村は、第十七条第四項の規定により歩道の施設等を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該道路の道路管理者に代つてその権限を行うものとする。

3 国土交通大臣は、第十七条第六項の規定により都道府県道又は市町村道を構成する施設又は工作物の改築又は修繕に関する工事をを行う場合においては、政令で定めるところにより、当該道路の道路管理者に代つてその権限を行うものとする。

4 第十九条の規定による協議に基づき、道路管理者がその地方公共団体の区域外にわたつて道路を管理する場合又は第二十條の規定による協議に基づき他の工作物の管理者が道路を管理する場合においては、これらの者は、政令で定めるところにより、当該道路の道路管理者に代つてその権限を行うものとする。

昭和三三・四五法二六三・平一法二六〇・平一

九法九・平三法二〇五・平五法三〇・一部改正

参照条文

*一項の政令「施行令四・六」*二項の政令「施行令四の二・六」*三項の政令「施行令五五」*罰則の適用「法二〇七」*権限の委任「法九七の二」施行令三九 *類似規定「法八八」道路の修繕に関する法律二〇 高速自動車国道法九、道路整備特別措置法八・九・一七、独立行政法人都市再生機構法一八

(道路台帳)

第二十八條 道路管理者は、その管理する道路の台帳(以下本条において「道路台帳」という。)を調整し、これを保管しなければならない。

2 道路台帳の記載事項その他その調製及び保管に關し必要な事項は、国土交通省令で定める。

3 道路管理者は、道路台帳の閲覧を求められた場合においては、これを拒むことができない。

平成二六・一部改正

参照条文

*第一号法定登記事務「法九七」*権限の委任「法九七の二」施行令三九 *国土交通省令「施行規則四の二」*他の法令による引用「地方交付税法二二」①、地方自治法施行規則二、自動車重量課税法施行規則二・三〇、石油ガス課税法二 *類似規定「河川法二二」都市公園法二七、海岸法二四、地すべり等防止法二六

大

(協議会)

第二十八條の二 交通上密接な関連を有する道路(以下この項において「密接関連道路」という。)の管理を行う二以上の道路管理者は、密接

関連道路の管理を効果的に行うために必要な協議を行うための協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会は、必要があると認めるときは、次に掲げる者をその構成員として加えることができる。

一 関係地方公共団体

二 道路の構造の安全又は安全かつ円滑な交通の確保に資する措置を講ずることができる者

三 その他協議会が必要と認める者

3 協議会において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に關し必要な事項は、協議会が定める。

第三章第五節 道路

第二節 道路の構造

(道路の構造の原則)

第二十九條 道路の構造は、当該道路の存する地域の地形、地質、気象その他の状況及び当該道路の交通状況に考慮し、通常の衝突に対して安全なものであるとともに、安全かつ円滑な交通を確保することができるものでなければならない。

昭和三九法二六三・一部改正

参照条文

*構造の環境に関する法律「国家賠償法一」*参事官官制法九二

(道路の構造の基準)

第三十條 高速自動車国道及び国道の構造の技術的基準は、次に掲げる事項について政令で定める。

一 通過する自動車の種類に関する事項

二 幅員

三 建築限界

四 線形

五 視距

六 勾配

七 路面

八 排水施設

九 交差又は接続

十 待避所

十一 樹幹非通過欄、さくその他安全な交通を確保するための施設

十二 橋その他政令で定める主要な工作物の自動車の荷重に対し必要な強度

十三 前各号に掲げるもののほか、高速自動車国道及び国道の構造について必要な事項

2 都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準(前項第一号、第三号及び第十二号に掲げる事項に係るものに限る。)は、政令で定める。

3 前項に規定するもののほか、都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準は、政令で定める基準を参照して、当該道路の道路管理者である地方公共団体の条例で定める。

昭和三三・四五法二六三・平一法二六〇・平一

三法三〇・一部改正

参照条文

*構造の原則「法二九」*道路の種類「法三

*政令「道路構造令」*交差「法三一・四八の

三・四八の二四、道路運送法二一、高速自動車

国道法二〇 *設置「法七九」*設置処分「法

七五 *設置規定「道路法施行法二〇」*参考

規定「法四五

(道路と鉄道との交差)

第三十一條 道路と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は鉄道事業者の鉄道とが相互に交差する場合(当該道路が国道であり、かつ、国土交通大臣が自らその新設又は改築を行う場合を除く)においては、当該道路の道路管理者は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は当該鉄道事業者と当該交差の方式、その構造、工事の施行方法及び費用負担について、あらかじめ協議し、これを成立させなければならない。ただし、当該道路の交通又は当該鉄道の運送回数が少ない場合、地形上やむを得ない場合その他政令で定める場合を除くが、当該交差の方式は、立体交差としなければならない。

2 前項の規定により協議する場合において、国土交通大臣以外の道路管理者と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は鉄道事業者との協議が成立しないときは、当該道路の道路管理者、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は鉄道事業者は、国土交通大臣に協定を申請することができる。

3 第七条第六項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第七条第六項中「関係都道府県知事の意見」とあるのは「当該道路の道路管理者、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は当該鉄道事業者の意見」と、「関

(別紙－１)

大分県道路メンテナンス会議 名簿

平成27年5月11日現在

	所 属	役 職
会 長	国土交通省 九州地方整備局	大分河川国道事務所長
副会長	国土交通省 九州地方整備局	佐伯河川国道事務所長
副会長	大分県土木建築部	道路保全課長
副会長	西日本高速道路株式会社 九州支社	大分高速道路事務所長
委 員	国土交通省九州地方整備局 道路部	道路保全企画官
委 員	国土交通省九州地方整備局 道路部	地域道路調整官
委 員	大分市	土木建築部長
委 員	別府市	建設部長
委 員	中津市	建設部長
委 員	日田市	土木建築部長
委 員	佐伯市	建設部長
委 員	臼杵市	ふるさと建設部長
委 員	津久見市	都市建設課長
委 員	竹田市	建設課長
委 員	豊後高田市	建設課長
委 員	杵築市	建設課長
委 員	宇佐市	建設水道部長
委 員	豊後大野市	建設課長
委 員	由布市	産業建設部長
委 員	国東市	建設課長
委 員	姫島村	建設課長
委 員	日出町	都市建設課長
委 員	九重町	建設課長
委 員	玖珠町	建設水道課長

(参考)

オブザーバー	大分県 建設技術センター	技術部長
	九州旅客鉄道(株) 大分支社 大分鉄道事業部	工務課長
事務局	国土交通省 九州地方整備局 大分河川国道事務所 道路管理第二課	
	国土交通省 九州地方整備局 佐伯河川国道事務所 道路管理課	
	大分県 土木建築部 道路保全課	
	西日本高速道路株式会社 九州支社 大分高速道路事務所	

大分県跨道橋連絡会議 規約

(名 称)

第1条 本連絡会議は、「大分県跨道橋連絡会議」（以下「連絡会議」という。）と称する。

(目 的)

第2条 連絡会議は、大分県道路メンテナンス会議規約第5条第3項に規定の「専門部会」に位置付けるものとし、大分県内における次条に規定する対象施設について、対象施設の管理者及び関係する道路管理者間で協議・調整を行うことにより、対象施設の予防保全・老朽化対策の強化等を図ることを目的とする。

(対象施設)

第3条 対象施設は、大分県内の高速道路、直轄国道及び地方道路公社道路の全ての道路並びに補助国道、県道及び市町(村)道のうち「緊急輸送道路」に指定されている道路を跨ぐ道路法上の道路以外の施設（ただし、鉄道橋を除く。）とする。

※注： 対象施設として、農道、林道、認定外道路、私道、水管橋等が例示される。

(協議・調整事項)

第4条 連絡会議は、その目的を達成するため、対象施設に係る次の事項について、情報共有及び協議・調整を行う。

- 一 対象施設の維持管理等に係る情報共有に関すること。
- 二 対象施設の点検、修繕計画等の把握・調整に関すること。
- 三 対象施設の技術基準類、健全性の診断、技術的支援等に関すること。
- 四 その他対象施設の管理に関連し、会長が必要と認めた事項に関すること。

(構 成)

第5条 連絡会議は、別表に掲げる対象施設の管理者及び関係する道路管理者でもって構成する。

2 連絡会議には、会長及び副会長3名を置くものとし、会長は九州地方整備局大分河川国道事務所長、副会長は九州地方整備局佐伯河川国道事務所長、大分県道路保全課長及び西日本高速道路株式会社九州支社大分高速道路事務所長とする。

3 会長に事故等あるときは、副会長がその職務を代行する。

(会議の運営)

第6条 連絡会議は、会長の招集により開催するものとし、会議進行は会長が努める。

2 連絡会議には、必要に応じて、会長が指名する者の出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 連絡会議の事務局は、国土交通省九州地方整備局大分河川国道事務所道路管理第二課、佐伯河川国道事務所道路管理課、大分県道路保全課及び西日本高速道路株式会社九州支社大分高速道路事務所に置く。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度協議して定める。

(附 則)

この規約は、平成27年3月26日から施行する。

(別表)

大分県跨道橋連絡会議 名簿

	所 属	役 職 (氏名等)	備考
会 長	国土交通省 九州地方整備局	大分河川国道事務所長	道路管理者
副会長	国土交通省 九州地方整備局	佐伯河川国道事務所長	道路管理者
副会長	大分県 土木建築部	道路保全課長	道路管理者
副会長	西日本高速道路株式会社 九州支社	大分高速道路事務所長	道路管理者
委 員	大分県(進入遠路外)	大分県 公園生活排水課長	対象施設の管理者
委 員	大分市	土木管理課長	対象施設の管理者(高速のみ)
委 員	昭和井路土地改良区	会議への参加を依頼中	
委 員	別府市	建設部 都市整備課長	対象施設の管理者(高速のみ)
委 員	片白土地改良区	理事長	対象施設の管理者
委 員	奈多水路組合	組合長	対象施設の管理者
委 員	中津市	農林水産部 耕地課長	対象施設の管理者(高速のみ)
委 員	日田市	土木建築部 土木課長	対象施設の管理者(高速のみ)
委 員	野田地区(日田市)	土木建築部 土木課長	対象施設の管理者
委 員	佐伯市	佐伯市 用地管理課長	対象施設の管理者
委 員	臼杵市	ふるさと建設部 建設課長	対象施設の管理者
委 員	太平洋セメント(株) <津久見市>	大分工場 業務部 総務課長	対象施設の管理者
委 員	津久見鉱業(株) <津久見市>	資源部 採鉱課長	対象施設の管理者
委 員	(株)戸高鉱業社 <津久見市>	総務部 総務課長	対象施設の管理者
委 員	日鉄鉱業(株) <津久見市>	大分事業所 生産部 生産課長	対象施設の管理者
委 員	荻柏原土地改良区 <竹田市>	理事長	対象施設の管理者
委 員	城原井路土地改良区 <竹田市>	理事長	対象施設の管理者
委 員	中井手井路組合 <竹田市>	世話人	対象施設の管理者
委 員	花小野井路組合 <竹田市>	組合長	対象施設の管理者
委 員	豊後高田市	農林振興課長	対象施設の管理者
委 員	杵築市	建設課長	対象施設の管理者
委 員	宇佐市	建設水道部 土木課長	対象施設の管理者
委 員	宇佐土地改良区	会議への参加を依頼中	
委 員	豊後大野市	豊後大野市 財政課長	対象施設の管理者
委 員	朝地町土地改良区 <豊後大野市>	理事長	対象施設の管理者
委 員	岩戸井路土地改良区 <豊後大野市>	理事長	対象施設の管理者
委 員	大野町土地改良区 <豊後大野市>	理事長	対象施設の管理者
委 員	富士緒井路土地改良区 <豊後大野市>	理事長	対象施設の管理者
委 員	由布市	産業建設部 建設課長	対象施設の管理者
委 員	榛木井路水利組合 <由布市>	組合長	対象施設の管理者
委 員	オノウエ水路組合 <由布市>	役員	対象施設の管理者
委 員	川西水管橋(仮称) <由布市>	役員(個人)	対象施設の管理者
委 員	熊野水路組合 <由布市>	代表	対象施設の管理者
委 員	天水井路水利組合(仮称) <由布市>	役員	対象施設の管理者
委 員	平沢津水利組合(仮称) <由布市>	役員	対象施設の管理者
委 員	龍祥寺 <由布市>	代表役員(住職)	対象施設の管理者
委 員	国東市	国東市 農政課長	対象施設の管理者
委 員	日出町	都市建設課長	対象施設の管理者
委 員	藤原土地改良区 <日出町>	役員	対象施設の管理者
委 員	九重町	建設課長	対象施設の管理者(高速のみ)
委 員	玖珠町	総務課長	対象施設の管理者(高速のみ)

オブザーバー	大分県 農林水産部	農村基盤整備課長	
--------	-----------	----------	--

事務局	国土交通省 九州地方整備局 大分河川国道事務所 道路管理第二課
	国土交通省 九州地方整備局 佐伯河川国道事務所 道路管理課
	大分県 土木建築部 道路保全課
	西日本高速道路株式会社 九州支社 大分高速道路事務所

大分県高速道路を跨ぐ橋梁の維持管理に関する連絡協議会 会則

(名 称)

第1条 本協議会は、「大分県高速道路を跨ぐ橋梁の維持管理に関する連絡協議会」（以下「本連絡協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 本連絡協議会は、高速道路の安全性を確保するため、大分県内における高速道路を跨ぐ橋梁（以下、「高速道路跨道橋」という。）の適切な点検、補修の実施及び必要な耐震補強の実施について、高速道路跨道橋の管理者と西日本高速道路株式会社との間で、情報共有の体制を構築するとともに、その対策等に関して必要な事項の、協議調整を図ることを目的とする。

(対象箇所)

第3条 対象箇所は、大分県内の高速道路跨道橋とする。

(業 務)

第4条 本連絡協議会は、その目的を達成するために、対象箇所に係る以下の事項について、情報共有及び協議・調整を行う。

- イ) 点検結果、維持管理状況（補修計画、耐震補強等）の共有に関すること
- ロ) 点検、補修及び耐震補強の対策実施にあたっての問題、課題に関すること
- ハ) 上記問題、課題に対する対応策に関すること
- ニ) 高速道路の交通規制計画に関すること
- ホ) 情報共有の仕組みに関すること
- ヘ) その他必要な事項に関すること

(構 成)

第5条 本連絡協議会は、別表－1に掲げる者をもって構成する。

(開 催)

第6条 本連絡協議会は、原則年1回開催するものとする。

2. 前項に定めるもののほか、構成員が必要と認めた場合は、関連する者を招集できるものとする。

(事務局)

第7条 本連絡協議会の事務局は、西日本高速道路株式会社大分高速道路事務所とする。

(雑 則)

第8条 この会則に定めるもののほか、本連絡協議会の運営に必要な事項に関することは、その都度協議して定めるものとする。

(付 則)

この会則は、平成25年11月15日から施行する。

(別紙－１)

大分県高速道路を跨ぐ橋梁の維持管理に関する連絡協議会 構成員

構成組織	構 成 員	備 考	
大分県	道路保全整備室 課長補佐	道路保全課 参事	
大分市	土木管理課 課長		
別府市	道路河川課 課長		
中津市		道路課 課長	
日田市	土木課 課長		
津久見市	都市建設課 課長		
杵築市	建設課 課長		
宇佐市	土木課 課長		
由布市	建設課 課長		
日出町	都市建設課 課長		
九重町	建設課 課長		
玖珠町	建設水道課 課長		
西日本高速道路株式会社 九州支社	保全課長		
西日本高速道路株式会社 九州支社 大分高速道路事務所	所長		
西日本高速道路株式会社 九州支社 久留米高速道路事務所	所長		

(オブザーバー)

国土交通省 九州地方整備局	道路保全企画官		
国土交通省 九州地方整備局	地域道路調整官		
国土交通省 九州地方整備局 大分河川国道事務所	技術副所長	総括保全対策官	
国土交通省 九州地方整備局 佐伯河川国道事務所	技術副所長		

事務局	西日本高速道路株式会社 九州支社 大分高速道路事務所
-----	----------------------------



平成27年度(第3回)

大分県道路メンテナンス会議

道路メンテナンス年報の概要

資料①

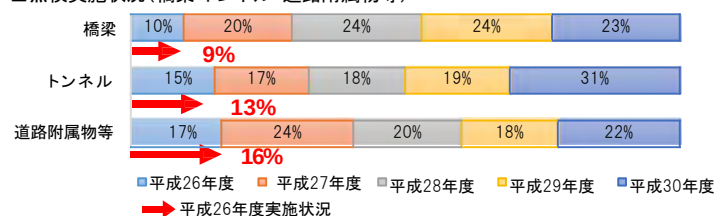
- 平成26年7月より、道路管理者は、全ての橋梁、トンネル等について、5年に1度、近接目視で点検を行い、点検結果として健全性を4段階に診断することになりました。
- 道路メンテナンス年報は、道路インフラの現状や老朽化対策についてご理解頂くためにまとめたもので、今年度が初公表であり、主に平成26年度の点検実施状況、点検結果をとりまとめています。
- 道路メンテナンス年報は、行政関係者による点検結果を踏まえた今後の措置方針の立案だけではなく、大学や民間企業での維持管理分野の分析・研究開発での活用も期待しています。

平成26年度の点検実施状況

点検実施状況(全体)

- 平成26年度において、橋梁は全国約72万橋のうち、約6万橋の点検を実施しました。
- なお、各管理者別の点検実施率は、全体で約9%。管理者別では、国土交通省約15%、高速道路会社約16%、都道府県・政令市等約12%、市区町村約7%となっています。

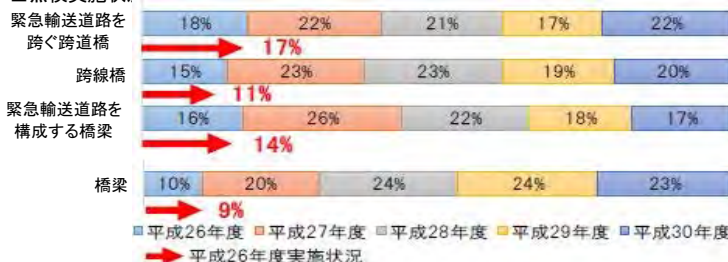
■点検実施状況(橋梁・トンネル・道路附属物等)



点検実施状況(最優先で点検すべき橋梁)

- 緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋、跨線橋、緊急輸送道路を構成する橋梁について、それぞれの点検実施率は、約17%、約11%、約14%と、いずれも、橋梁全体の点検実施率(約9%)を上回っています。

■点検実施状況(最優先で点検すべき橋梁)



【参考】橋梁の現状

- 全橋梁のうち、市区町村管理が約7割を占めており、米国と比較しても、日本の市区町村管理の橋梁数が極めて多いことが特徴です。

【日本】



【米国】



出典) 日本 道路局調べ(H26.12時点)、米国 FHWA(Federal Highway Administration)ホームページ(2014.12時点)

※StateにはFederal(約1万橋)を含む

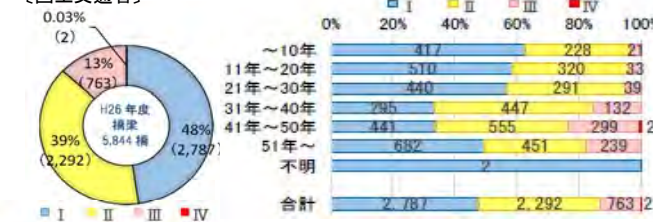
平成26年度の点検結果

点検結果(橋梁)

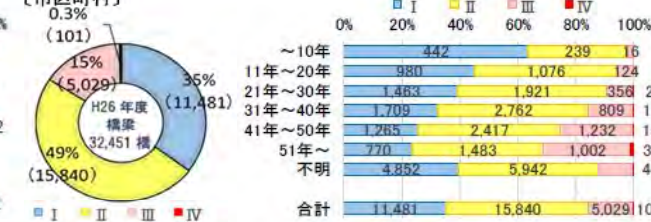
- 平成26年度に点検を実施した橋梁のうち、緊急又は早期に修繕などの措置を行う必要のある橋梁が、国は約13%(765橋)であるのに対して、市区町村では約16%(5,130橋)となっています。
- 建設経過年数が長くなるほど、早期に修繕などの措置が必要な橋梁の割合が多くなっています。
- 緊急措置段階である判定区分Ⅳの橋梁については、速やかに緊急措置を実施したところです。(年報にリストを添付)

■判定区分と建設経過年数(橋梁)

【国土交通省】



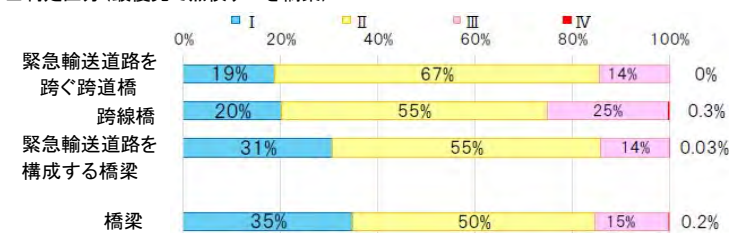
【市区町村】



点検結果(最優先で点検すべき橋梁)

- 最優先で点検すべき橋梁の判定区分Ⅲ、Ⅳの割合は、緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋が約14%、跨線橋が約25%、緊急輸送道路を跨ぐ道路約14%となっています。(橋梁全体: 約15%)

■判定区分(最優先で点検すべき橋梁)



【参考】財政状況と点検実施状況・点検結果 市区町村の財政力指数と橋梁の点検実施率の関係 財政力指数が低いほど、点検実施率が低い



市区町村の財政力指数と要修繕橋梁の割合

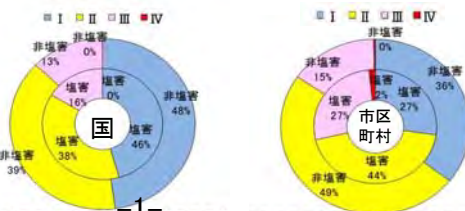
(判定区分Ⅲ、Ⅳの占める割合)

財政力指数が低いほど、要修繕橋梁の割合が大きい

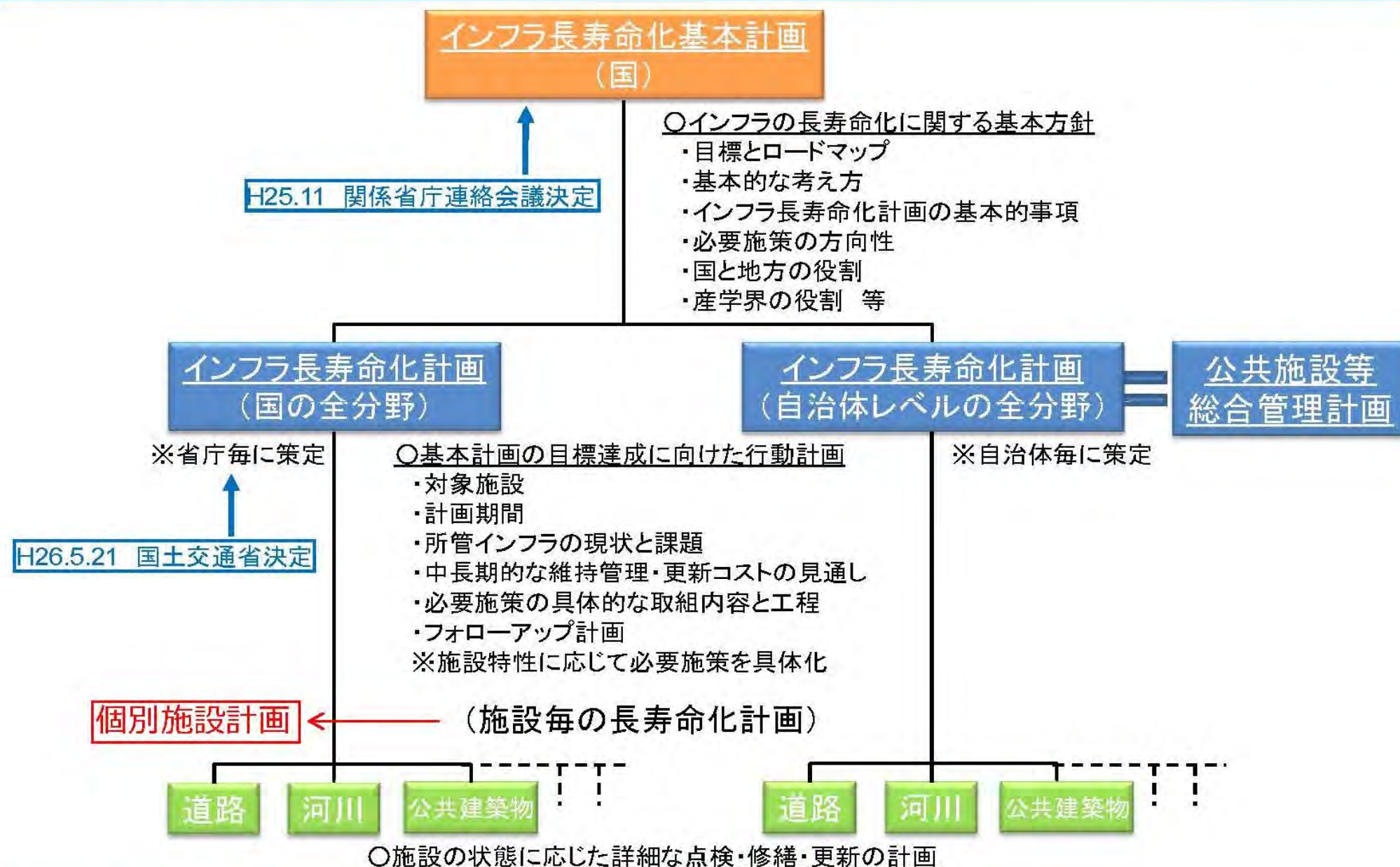


【参考】今後のデータ分析・活用の事例

- 塩害の影響地域にある橋梁は、塩害の影響地域以外と比べて健全度が低い傾向にあり、地方公共団体が管理する橋梁はその傾向が顕著です。



インフラ長寿命化に向けた計画の体系(イメージ)



インフラ長寿命化基本計画等の体系(イメージ)

H25.11 政府(関係省庁連絡会議)決定

インフラ長寿命化基本計画

策定主体 : 国
対象施設 : 全てのインフラ

1. 目指すべき姿

- 安全で強靱なインフラシステムの構築
- 総合的・一体的なインフラマネジメントの実現
- メンテナンス産業によるインフラビジネスの競争力強化

2. 基本的な考え方

- インフラ機能の確実かつ効率的な確保
- メンテナンス産業の育成
- 多様な施策・主体との連携

3. 計画の策定内容

○インフラ長寿命化計画(行動計画)

- 計画的な点検や修繕等の取組を実施する必要性が認められる全てのインフラでメンテナンスサイクルを構築・継続・発展させるための取組の方針
- 対象施設の現状と課題/維持管理・更新コストの見直し/必要施策に係る取組の方向性等

○個別施設毎の長寿命化計画(個別施設計画)

- 施設毎のメンテナンスサイクルの実施計画
- 対策の優先順位の考え方/個別施設の状態等/対策内容と時期/対策費用等

4. 必要施策の方向性

点検・診断	定期的な点検による劣化・損傷の程度や原因の把握等
修繕・更新	優先順位に基づく効率的かつ効果的な修繕・更新の実施等
基準類の整備	施設の特性を踏まえたマニュアル等の整備、新たな知見の反映等
情報基盤の整備と活用	電子化された維持管理情報の収集・蓄積、予防的な対策等への利活用等
新技術の開発・導入	ICT、センサー、ロボット、非破壊検査、補修・補強、新材料等に関する技術等の開発・積極的な活用等
予算管理	新技術の活用やインフラ機能の適正化による維持管理・更新コストの縮減、平準化等
体制の構築	[国]資格・研修制度の充実 [地方]維持管理部門への人員の適正配置 [民間企業]入札契約制度の改善等
法令等の整備	基準類の体系的な整備等

5. その他

- 戦略的なインフラの維持管理・更新に向けた産学官の役割の明示
- 計画のフォローアップの実施

安全性や経済性等の観点から必要性が認められる施設

H26.5.21 国土交通省決定

行動計画

策定主体 : 各インフラを管理・所管する者
対象施設 : 安全性等を鑑み、策定主体が設定

1. 対象施設

- 自らが管理・所管する施設のうち、安全性、経済性や重要性の観点から、計画的な取組を実施する必要性が認められる施設を策定者が設定

2. 計画期間

- 「4. 中長期的な維持管理・更新等のコストの見直し」を踏まえつつ、「5. 必要施策の取組の方向性」で明確化する事項の実施に要する期間を考慮して設定
- 取組の進捗状況、情報や知見の蓄積状況等を踏まえ、計画を更新し取組を継続・発展

3. 対象施設の現状と課題

- 維持管理・更新等に係る取組状況等を踏まえ、課題を整理

4. 中長期的な維持管理・更新等のコストの見直し

- 把握可能な情報に基づき、中長期的なコストの見直しを明示

5. 必要施策に係る取組の方向性

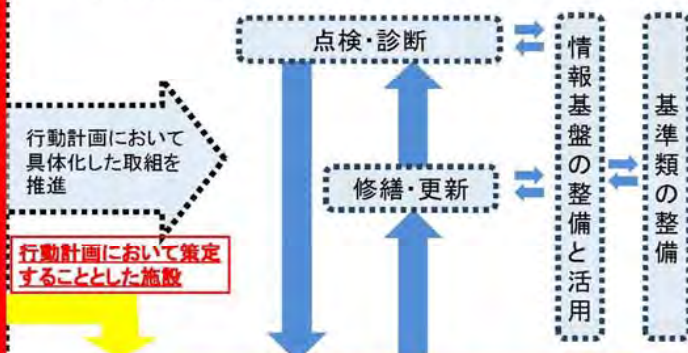
- 対象施設の現状と課題、中長期的な維持管理・更新等のコスト見直し等に照らし、必要性が高いと判断される事項について取組の方向性を具体化

点検・診断	例) 点検未実施の施設を解消
修繕・更新	例) 緊急修繕を完了
基準類の整備	例) 点検マニュアルを見直し
情報基盤の整備と活用	例) プラットフォームを構築・運用
個別施設計画の策定	例) 対象とした全ての施設で計画を策定
新技術の開発・導入	例) 重要な施設の全てでセンサーによるモニタリング
予算管理	例) 個別施設計画に基づき計画的に配分
体制の構築	例) 維持管理担当の技術職員を配置
法令等の整備	例) 維持管理に係る基準を法令で明示

6. フォローアップ計画

- 行動計画を継続し、発展させるための取組を明記

＜個別施設計画を核としたメンテナンスサイクルの実施＞



個別施設計画

策定主体 : 各インフラの管理者
対象施設 : 行動計画で策定主体が設定

1. 対象施設

- 行動計画で個別施設計画を策定することとした施設を対象

2. 計画期間

- 定期点検サイクル等を踏まえて設定
- 点検結果等を踏まえ、適宜、更新するとともに、知見やノウハウの蓄積を進め、計画期間の長期化を図り、中長期的なコストの見通しの精度を向上

3. 対策の優先順位の考え方

- 各施設の状態の他、果たしている役割や機能、利用状況等を踏まえ、対策の優先順位の考え方を明確化

4. 個別施設の状態等

- 点検・診断によって得られた各施設の状態について、施設毎に整理

5. 対策内容と実施時期

- 各施設の状態等を踏まえ、次期点検・診断や修繕・更新等の対策の内容と時期を明確化

6. 対策費用

- 計画期間内に要する対策費用の概算を整理

＜メンテナンスサイクルを支える体制・制度等の充実＞



交付要綱附属第2編 交付対象事業の要件 p.357

3. 改築（老朽化対策を主たる目的として行う更新事業に限る。）及び修繕に関する事業については、次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

① 地方公共団体において「インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定していること。

ただし、平成29 年度以降の措置とする。

② 橋梁、トンネル及び大型の構造物（横断歩道橋、門型標識、シェッド等）に係る事業にあつては、道路法施行規則第4条の5の2の規定に基づく、近接目視による定期点検・診断等を実施し、その診断結果が公表されている施設であつて、「長寿命化修繕計画（個別施設計画）」に基づくものであること。

ただし、橋梁（橋長15m以上のものに限る。）にあつては平成29 年度以降の措置とし、橋梁（橋長15m未満のものに限る。）、トンネル及び大型の構造物（横断歩道橋、門型標識、シェッド等）にあつては平成33 年度以降の措置とする。

①道路構造物管理実務者研修

〈5日間、九州技術事務所〉

- ・対象 : 自治体職員及び直轄職員
→ 予定人数 : 各40名 参加
- ・時期 : 橋梁Ⅰ H27.08.03～08.07 41名
橋梁Ⅰ(2期) H27.09.28～10.02 30名
橋梁Ⅱ H27.11.09～11.13 39名
トンネル H28.01.12～01.15 11名
- ・目的 : 地方公共団体の職員の技術力育成のため、点検要領に基づく点検に必要な知識・技能等を取得するための研修。



高所作業車による点検状況

※募集 : 毎年4～5月に募集。研修担当窓口と確認・調整をお願いします。

②メンテナンス研修(橋梁)・橋梁判定会議

- ・対象 : 直轄職員、自治体職員
- ・実施日 : 12月9日(大分河川国道事務所)
- ・参加者 : [直轄] 15名、[自治体] 6機関 14名
- ・目的 : 大分河川国道事務所において、平成27年度に実施した橋梁点検のうち18橋について、**管理者又は発注者として、橋梁判定に必要な知識の習得**を目的として、直轄及び自治体職員が一緒に判定会議を行った。



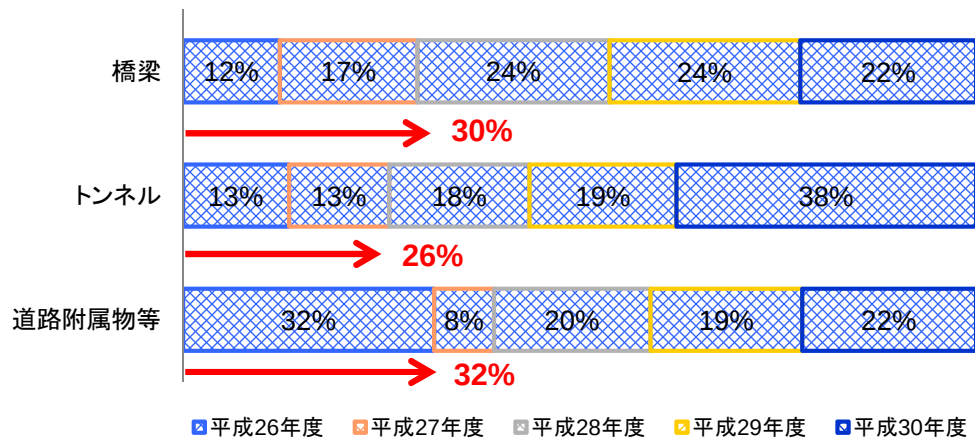
橋梁判定会議の風景

大分県の点検実施状況(全体)

資料⑤ 1

- 昨年7月の省令施行を踏まえ、道路管理者は、全ての橋梁、トンネル等について、5年に1回の近接目視による点検計画を策定。平成27年度末の点検実施率は、橋梁約30%、トンネル約26%、道路附属物等約32%となり、概ね計画通りの点検が完了する見込み
- 橋梁については、全体の約3割を点検しているが、道路管理者によって取組状況が異なり、地方公共団体の点検実施率が低い状況

<5年間の点検計画と平成26・27年度の実施状況>



道路施設	管理施設数	計画点検数	点検実施数	点検実施率
橋梁	11,121	3,283	3,286	30%
トンネル	581	150	150	26%
道路附属物等	319	125	103	32%

※ H27.12月時点の見込み

<橋梁の点検方針>

コンクリート片の落下等による第三者被害の予防並びに路線の重要性の観点から、以下については、最優先で点検を推進

- ・緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋
- ・跨線橋
- ・緊急輸送道路を構成する橋梁

<橋梁点検状況(管理者別)>

管理者	管理施設数	計画点検数	点検実施数	点検実施率
国土交通省	569	222	218	38%
高速道路会社	274	104	104	38%
地方公共団体	10,278	2,957	2,964	29%
合計	11,121	3,283	3,286	30%

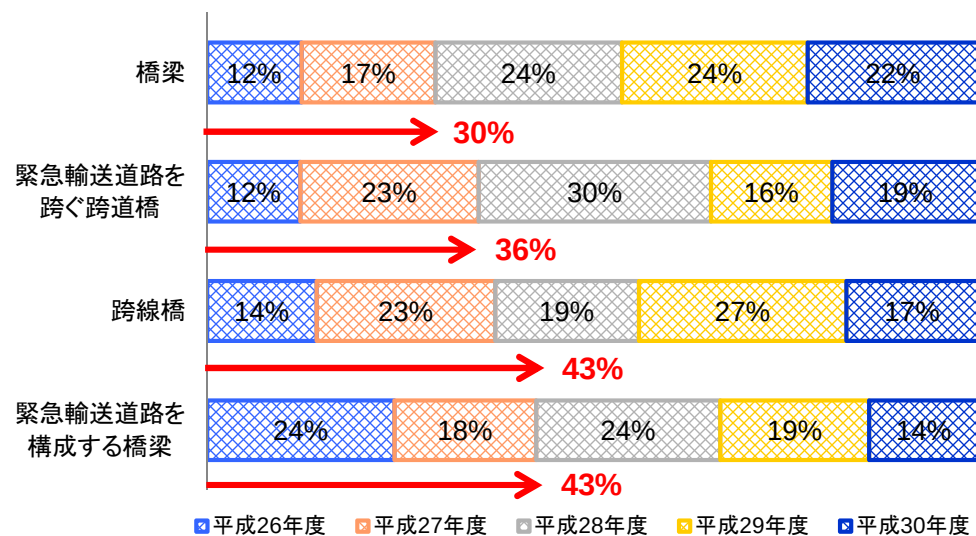
※ H27.12月時点の見込み

大分県の点検実施状況(橋梁)

資料⑤ 2

- 最優先で点検すべき橋梁の点検実施率（H27末時点見込み）は、緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋約36%、跨線橋共に約43%、緊急輸送道路を構成する橋梁約43%である
- 跨線橋の点検には、鉄道事業者との協議や調整に時間を要するなどの課題が存在するが、今回の見直しについて、ほぼ全ての鉄道事業者と今後の点検計画を確認しており、平成30年度までにすべての点検が完了する見込み

＜最優先で点検すべき橋梁の点検計画と平成26・27年度の実施状況＞



	管理施設数	計画点検数	点検実施数	点検実施率
橋梁	11,121	3,283	3,286	30%
緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	219	76	78	36%
跨線橋	134	50	58	43%
緊急輸送道路を構成する橋梁	1,944	826	830	43%

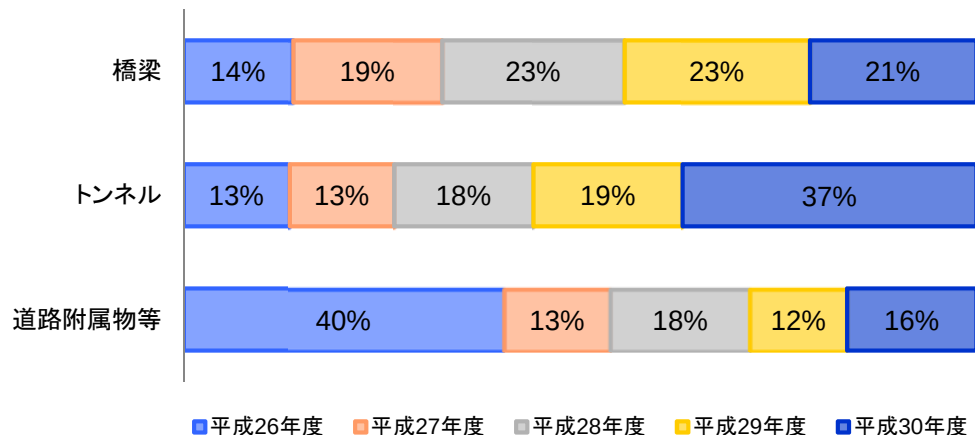
※ H27.12月時点の見込み

大分県の点検実施状況(全体)

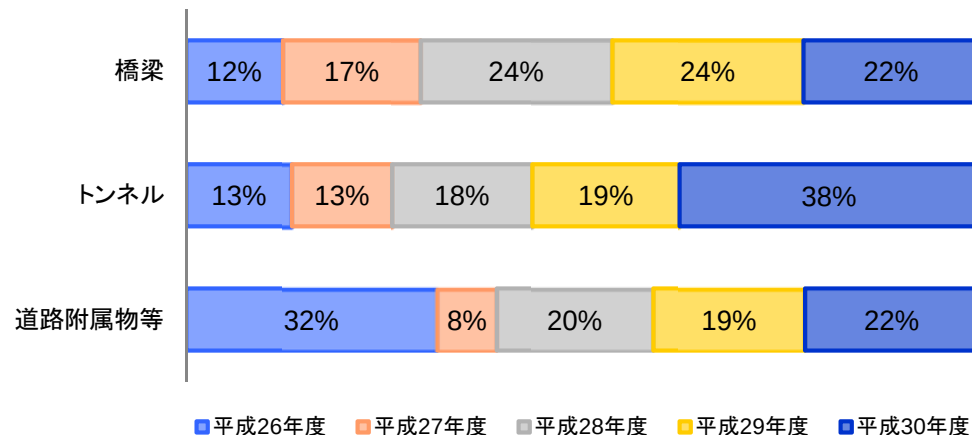
資料⑤ 3

(見直し前)

<5年間の点検計画>



(見直し後(暫定))



<最優先で点検すべき橋梁の点検計画>

